

○北海道公安委員会公印規程の施行に関する訓令の運用について

令和6年3月21日

道本総第4529号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道公安委員会公印規程の施行に関する訓令（昭和54年警察本部訓令第5号）の解釈及び運用方針については、「北海道警察公印規程の運用について」（令6. 3. 15道本総第4370号）に定める北海道警察公印規程（平成11年警察本部訓令第9号）の解釈及び運用方針の例によることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「北海道公安委員会公印規程の施行に関する訓令の運用について」（平29. 1. 19道本総第3524号）は、廃止とする